

磐田市成年後見支援センターの概要

令和4年11月10日（木）13:30 介護保険運営協議会資料

1. 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な方々の権利や財産を守り、意思決定を支援する権利擁護の仕組みです。

大きく判断能力が衰えてから利用する法定後見制度と、将来の判断能力が衰えた時に備える任意後見制度に分けられ、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

2. センター設置の背景

成年後見制度は、2000年に介護保険制度と同時に制度がスタートしましたが、必要な人に制度利用が進まない現状がありました。

本市においては、約48,000人の高齢者のうち、介護認定の原因疾患で約5,000人が認知症とされています。また、療育手帳を所持する知的障害者は約1,500人、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者は約1,000人います

本市の成年後見制度利用者は約260人で、判断能力が不十分な人を認知症や障害のある人7,500人と仮に想定した場合、3.5%程度の利用となり、成年後見制度の利用が本市においても十分ではないことがわかります。

こうした状況に鑑み、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」において、各市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月23日閣議決定）を勘案して、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、国の同計画においては、専門職や各相談機関等のネットワーク・連携のための中核機関の設置が位置づけられたことから、本市においても計画策定の検討と、中核機関の開設準備を進め、まず、本年8月1日から成年後見支援センターを開設したものです。

3. 方向性

中核機関としてのセンターの役割・機能は、成年後見制度の普及啓発、関係機関との連携に取り組むことで、制度の利用を促進し、権利擁護体制の充実を目指します。

具体には、広報・相談・利用促進・後見人支援の4つの役割・機能があるといわれており、本年度は、制度の普及啓発とセンターの役割・機能の周知を図ることを中心にできることから進めています。

4. 体制

- 市が設置し、社会福祉協議会に運営委託 ○ 配置職員は2名（市1名、社協1名）
- 事務所：iプラザ1階 磐田市社会福祉協議会事務所内
- 委託の主旨：社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業や法人後見の受任等本市において権利擁護事業を先進的にリードしてきた実績がある。

認知症高齢者等支援が必要な高齢者を制度利用に結びつけるだけでなく、地域福祉と一体的に支援できる体制を構築できる組織として、地域包括ケア、地域共生社会推進の一翼を担ってもらうことを期待している。

5. 令和4年度の取り組み

(1) 広報機能に関すること

指標	時期	7月～9月	10月～12月	1月～3月	目標数値
チラシ・パンフレット等の作成・配布		➡			各2,000部作成
制度周知研修等の実施			市職員、交流センター講座	➡	4回程度

(2) 相談機能に関すること

指標	時期	7月～9月	10月～12月	1月～3月	目標数値
専門職相談の実施		➡			毎月1回開催
権利擁護個別検討会の実施		➡			必要に応じて実施

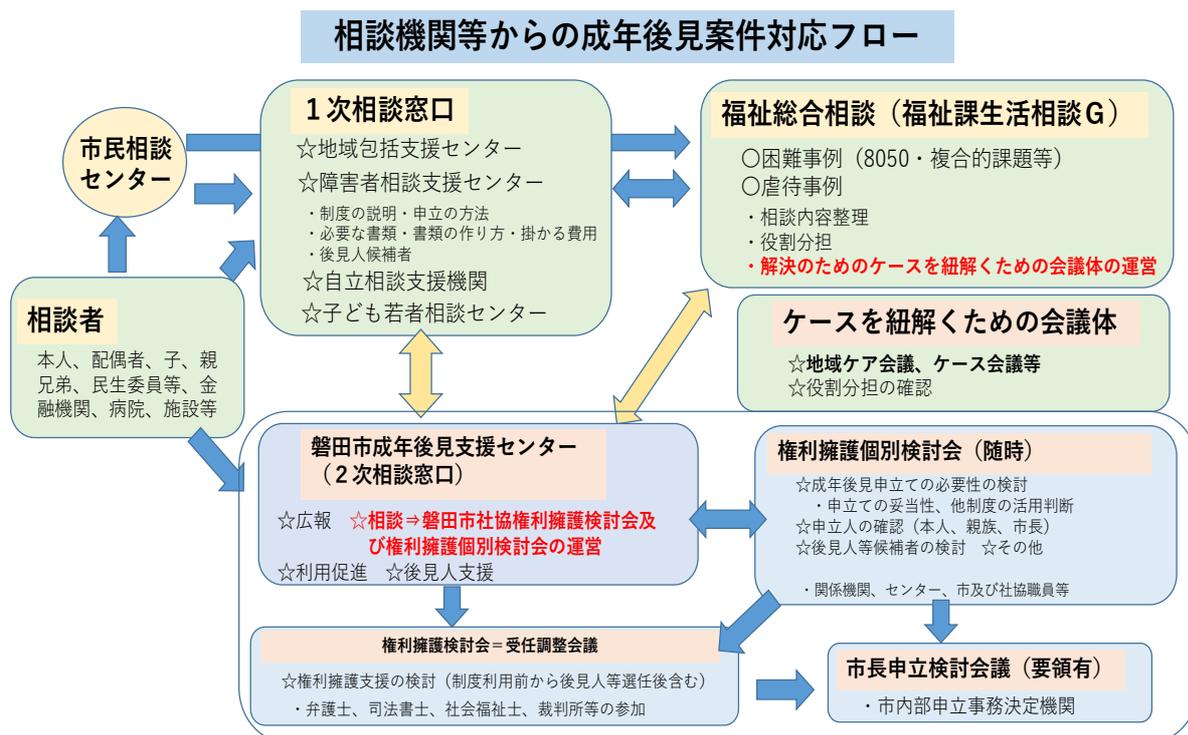
(3) 利用促進機能に関すること

指標	時期	7月～9月	10月～12月	1月～3月	目標数値
成年後見人等検討会（受任調整会議）の開催			➡		2回程度開催
市民後見人活動支援マニュアル・様式等作成		➡			マニュアルの完成
市民後見人候補者連絡研修会の開催				➡	1/30開催予定

(4) 後見人支援に関すること

指標	時期	7月～9月	10月～12月	1月～3月	目標数値
市民後見人支援ネットワーク構築		➡			2件
親族後見人の活動支援		➡			2人

6. 相談機関と成年後見支援センターの関係



磐田市



いっぺい
©磐田市

成年後見支援センター

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。

自分で財産管理が
できない

認知症になったら、
お金や家など、財産
の管理をどうしよう

契約のことがわか
らない

自分で福祉サービ
スの利用や施設入所
の契約ができるのかな

障がいのある子ど
もの将来が不安

親にもし何かあつた
ら障がいのある子は
誰が支えてくれるの



制度のことが理解
できない

成年後見制度を利用
したいけれど、どう
すればいいのかな

今は元気、でも認知
症になったら…

認知症になつても、
自分の生き方を自分
で決められるのかな

このようなお困りごとがあれ
ば、お気軽にご相談ください



☎ 0538-37-2792

i プラザ(磐田市総合健康福祉会館) 1F (市社協内)



【磐田市成年後見支援センターでは】

成年後見制度を必要とする方の相談に応じ、制度利用を促進します。

お気軽にご相談ください。 **相談無料**

【成年後見支援センターの主な取組】



- ★ 広報（啓発チラシ作成・配布、研修会の実施など）
- ★ 相談（市長による申立、後見人等の報酬助成、市民の利用相談など）
- ★ 利用促進（後見人等の候補者調整、市民後見人の養成・支援など）
- ★ 後見人支援（市民後見人ネットワークづくり、親族後見人支援など）

※センターでは法律や福祉の専門家、家庭裁判所等の関係機関と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

磐田市成年後見支援センター

☎ 0538-37-2792

磐田市国府台57番地7 iプラザ1階
社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会 内

【開所時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

※来所による相談の場合は、事前に電話予約をお願いします。

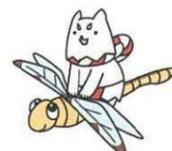
成年後見制度についての相談窓口

利用者	相談窓口	問合せ（電話番号）	担当区域
全般	磐田市成年後見支援センター （iプラザ1階社会福祉協議会内）	(0538) 37-2792	市内全域
高齢者	城山向陽地域包括支援センター （見付交流センター南側）	(0538) 36-4865	向陽中、 城山中学校区
	中部地域包括支援センター （iプラザ1階）	(0538) 37-1060	磐田第一中、 神明中学校区
	南部地域包括支援センター （磐田市急患センター1階）	(0538) 36-8900	南部中学校区
	豊岡地域包括支援センター （磐田市豊岡支所1階）	(0539) 63-0500	豊岡中学校区
	豊田地域包括支援センター （アミューズ豊田内）	(0538) 36-1300	豊田中、 豊田南中学校区
	竜洋地域包括支援センター （磐田市竜洋支所1階）	(0538) 66-9221	竜洋中学校区
	福田地域包括支援センター （磐田市福田支所1階）	(0538) 58-3242	福田中学校区
障がい者	磐田市障害者相談支援センター （iプラザ3階福祉課内）	(0538) 84-6661	下記以外の地区
	磐田市南部障害者相談支援センター （磐田市急患センター1階）	(0538) 24-7766	南部中、竜洋中、 福田中学校区

相談内容	相談窓口	問合せ先 （電話番号）
成年後見制度の申立方法等の 手続き案内について	静岡家庭裁判所浜松支部 （浜松市中区中央1-12-5）	(053) 453-7168
任意後見契約について	袋井公証役場 （袋井市高尾1129-1 袋井新産業会館キラット3階）	(0538) 42-8412
	浜松公証人合同役場 （浜松市中区元城町219-21 第一ビル2階）	(053) 452-0718

このリーフレットに関する問合せ先

磐田市成年後見支援センター（社会福祉法人磐田市社会福祉協議会内）
磐田市国府台57-7 iプラザ（磐田市総合健康福祉会館）1階
電話（0538）37-2792 FAX（0538）37-4866



【令和4年8月発行】

ご存じですか？

せいねんこうけんせいど 成年後見制度



あなたの権利をまもるために

「成年後見制度」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となった方のために、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）が、本人の意思を尊重し、安心して生活を送ることができるように支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分な状態になり、介護サービスの利用契約や財産の管理等ができなくなったとき、家庭裁判所に、判断能力の程度に応じ、後見（又は保佐・補助）の開始を申立てします。

任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、将来の不安に備えて、自分の生活や療養に必要な手続きや財産管理等を代理して欲しい人と公証役場に行き、公正証書で契約をしておきます。



成年後見人等の役割（身上保護、財産管理）

- ・本人が生活に必要な治療や介護などのサービスを適切に受けられるよう、本人に代わってサービスの利用契約を結ぶ支援をします。
- ・本人の預貯金や不動産、重要な書類などの財産を適切に管理します。
- ・本人が押し付け販売や詐欺的契約などの悪質商法の被害に遭った時は、本人に代わって売買契約の取り消しを行い、権利を守ります。
- ・本人名義の口座取引がある金融機関に代理取扱いの手続きを行い、年金や給付金等の収入の管理や、公共料金等の支払い等を代理して行います。
- ・成年後見人等は、日々の支援内容や財産の変動を適正に記録し、年1回決められた時期に家庭裁判所へ報告する義務があります。
- ・成年後見人等でも、身元保証や医療同意など、できないこともあります。

成年後見人等になれる人

親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法律または福祉に関わる法人、市民後見人候補者等の中から、家庭裁判所が適任者を選任します。

制度利用の一般的な手続き



★法定後見制度（既に判断能力が不十分な方に）

管轄の家庭裁判所に、本人の判断能力の程度にあわせ、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが、後見（又は保佐・補助）の開始審判の申立をします。

申立を受けた家庭裁判所が、成年後見人（又は保佐人・補助人）を選任します。

申立に必要な書類、費用など

- 家庭裁判所指定の申立書、申立事情説明書、親族関係図、親族意見書、後見人等候補者事情説明書、財産目録、収支予定表
- 本人の戸籍謄本と、住民票又は戸籍附票（発行から3ヶ月以内）
- 後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（同上）
- 本人の登記されていないことの証明書（同上）
- 本人の診断書の原本（同上）
- 本人情報シートの写し
- 収入印紙 3,400円～5,000円程度
- 郵便切手 3,810円～4,310円程度

診断書や収入印紙、郵便切手などの合計の諸費用は、概ね2万円程度です。（鑑定料除く）

申立書類のデータや作成方法などは、静岡家庭裁判所のホームページからダウンロードできます。



★任意後見制度（将来に備えたい方に）

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下したときに備え、本人が自ら選んだ人（任意後見受任者）と、その人に代理してもらいたいことを任意後見契約で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人が作成する公正証書で結ぶことになっています。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申立てを行います。監督人が選任された後で契約の効力が生じ、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行うことができますようになります。

任意後見監督人の選任申立ができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。本人以外が申し立てを行う場合は、本人の同意が必要です。本人が意思を示すことができない場合は、本人同意の必要はありません。

任意後見契約の諸費用は、公証人手数料、法務局納付用の印紙代、登記嘱託手数料等で、概ね2～3万円程度です。



こんなときは 成年後見制度を利用しましょう



（下記はモデル事例です。）



自分で金銭管理ができない

Aさんは知的障がいの娘の金銭管理をしてきましたが、自分も高齢になり、自分が亡きあと、娘の金銭管理や施設入所の手続きなどを支援してくれる人を選んでおきたいと考えました。

障害者相談支援センターに相談の結果

Aさんが申立人となって家庭裁判所に後見開始審判の申立を行い、社会福祉士が娘の成年後見人に選任されました。



消費者被害を防ぎたい

Bさんは長年一人で生活をしてきました。別居の娘が久々に訪問すると、高級布団や大量の健康食品を訪問販売で購入していました。娘はBさんの認知症と今後の生活が心配になりました。

地域包括支援センターに相談の結果

クーリングオフの手続きをして一部の購入費を取り戻すことができました。娘が後見開始審判の申立を行い、弁護士が成年後見人に選任されました。



頼れる身寄りがない

Cさんは一人暮らしで子も兄弟もいません。元気な時は地域サロンに参加し、近隣との交流もありましたが、転倒して骨折、入院した後、認知症が進行し、一人での在宅生活が難しくなりました。

病院から市に相談した結果

市長が後見開始審判の申立を行い、法人の社協が成年後見人に選任されました。支援員（市民後見人候補者）と協力し、生活支援と財産管理を始めました。



今は元気、でも将来が心配

Dさんは退職後に趣味やボランティアを楽しみながら生活していました。仲間と認知症講演会に参加した後で、自分の将来が心配になりました。

知り合いの司法書士に相談した結果

司法書士と任意後見契約を結んでおくことにし、公証役場で公正証書を作成。Dさんが認知症を発症した後、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て、司法書士が支援を開始しました。